

## 医療費控除の申告

あなた自身やご家族が病気やけがなどのため支払った医療費があるときは、計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、この控除を受けるには必ず申告をしなければなりません。(会社などの年末調整ではできません。)

■**通常の医療費控除**  
支出が「10万円」か「総所得金額等の5%」を超えた場合、基準の金額を超えた分が控除となります。  
※総所得金額等が200万円以上の方は10万円が基準額

■**総所得金額等**…収入ー必要経費ー繰越控除  
控除を受ける場合は、医療費控除の明細書【内訳書】の提出が必要です。

また、計算に使用した場合は、医療費通知(お知らせ)や各種証明書(在宅介護費用証明書、おむつ使用証明書など)の添付が必要です。  
領収書の添付は不要ですが、5年間保管してください。

■**セルフメディケーション税制**  
定期健診、特定健診、人間ドック、がん検診、予防接種などの取り組みを行なっている方で、スイッチOTC医薬品(※)の購入額が1万2千円を超えている場合、超えた分が控除

額となります。上限額は8万8千円です。控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書の提出が必要です。

領収書の添付は不要ですが、領収書と健(検)診など取り組み関係書類を5年間保管してください。

○**今年もご協力をお願いします!**  
あらかじめ医療費控除の明細書を作成のうえお持ちいただくと、領収書の仕分けや病院ごとの医療費の計算などにかかる時間が短縮され、お待ちいただく時間が30分以上短縮されます。  
詳しい内容や様式につきましては、市役所税務課窓口までお越しいただくか、赤平市や国税庁のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。



## 市・道民税、所得税の税制改正(令和8年度分以降適用分)

### 給与所得控除額(最低保証額)の引き上げ(所得税・住民税)

給与所得者に適用される給与所得者控除について、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から最低保証控除額が55万から65万に引き上げられ、給与等の収入金額が190万円以下の方に適用されます。なお、給与等の収入金額が190万円超の方の給与所得控除は従前どおりで改正はありません。

【例】年収(給与収入)ー給与所得控除(最低保証額)55万→65万  
給与所得控除額が190万円以下の方のみ

### 大学生年代の子などに関する特別控除(特定親族特別控除)の創設(所得税・住民税)

従来より、納税義務者に19歳以上23歳未満である特定控除扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から所得税は63万円、住民税は45万円を控除することとされてきましたが、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳以

上23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて通減(徐々に減少)していく仕組みで新たに設けられます。

### 基礎控除の引き上げ(所得税のみ)

次のとおり、合計所得にに応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後 令和7・8年分	改正前
132万円以下	95万円	48万円
132万円超 336万円以下	88万円	
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

※基礎控除額については市道民税(個人住民税)は従来どおり変更ありません。

### 確定申告会場開設期間など

会場での相談は、LINEによるオンライン事前予約で受け付けています。申告書などの作成にあたっては、次回以降の申告をスムーズに行なうため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。スマホ申告には、マイナンバーカードと、発行時に設定したパスワード(利用者証明用・署名用電子証明書)が必要ですので、事前にご確認ください。※マイナンバーカード・電子証明書の有効期限にご注意ください。  
※当日、会場でも入場整理券を配付していますが限りがあります。オンライン事前予約をご利用ください。  
※譲渡所得・贈与税の会場での相談は、毎週月曜日(午後・火曜日(午後・水曜日)に限り専門職員がリモート(Web相談)で対応します。

### 開設期間

2月16日(月)～3月16日(月)

平日 9時～16時

会場 滝川税務署

滝川市大町1丁目8番14号

公式LINEはこちら

こちらから

### 2月13日(金)までに税務署での相談をご希望の方へ

確定申告会場がまだ開設されておられませんので、ご希望の方は事前予約

### 各種扶養控除等の所得要件の見直し(所得税・住民税)

各種扶養控除等に係る合計所得金額の所得要件が以下のとおり10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
配偶者控除における同一生計配偶者の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
扶養控除における扶養親族の合計所得金額		
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等		
勤労学生控除における勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の事業所得などの所得計算の特例(必要経費に算入する金額の最低保証額)	55万円以下	65万円以下

が必要です。予約をしていない方の申告相談は受け付けておりません。なお、譲渡所得・贈与税に関する相談も事前予約制となります。こちらは専門職員がリモート(Web相談)にて対応します。

### 【予約方法】

●電話予約

☎22-2191(2月13日(金)まで)

●LINE予約

※この時期は電話が大変混み合いますので、オンライン事前予約をぜひご利用ください。

### 確定申告は簡単・便利な「e-tax」!

税務署では、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、いつでも自宅などから申告が可能で簡単便利な「e-tax(電子申告)」を推進しています。ぜひご利用ください。

詳細はこちらから



### 国税の納付はキャッシュレスで!

国税の納付にはさまざまな方法がありますが、中でもキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますのでぜひご利用ください。確定申告などの窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に向くことなく、自宅やオフィスで納付できます。

詳細はこちらから



### 令和8年度申告から市・道民税の電子申告がスタート

令和8年度申告から、市・道民税の電子申告が始まりました。スマートフォン、パソコンやタブレットでeLTAxから画面の案内に従って金額などを入力することで、個人市民税・道民税の電子申告ができます。

●収入が0円の方、扶養控除・配偶者(配偶者特別)控除・障害者控除など追加の方は、国が運営するマイナンバーの「ぴったりサービス」から、スマートフォン、パソコンやタブレットを利用して電子申告できるようになりました。

※電子申告は、マイナンバーカードを取得した方のみ利用できます。

※詳細はこちらから

